## 世田谷区立保健センター医療等安全管理委員会設置要綱

(設置)

- 第1条 世田谷区立保健センター(以下「保健センター」という。)においては、区民の健康を守る使命のもと安心・安全かつ高度な医療事業等を提供するうえで、利用者及び職員に対する安全管理の徹底・向上が重要であり、そのための体制整備、管理状態の確認、提言を行うため、区立保健センター医療等安全管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 この場合における医療等とは、保健センターが実施するがん検診、健康増進、健康教育、各種の検査事業等、利用者に医療・健康面におけるサービスを提供する事業展開の内容を指すものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
  - (1) 医療等安全管理マニュアルの制定及び改訂に関すること。
  - (2) 医療等安全管理対策のための提言に関すること。
  - (3) 医療等安全対策の実施に向けた指導・監修に関すること。
  - (4) 医療等安全対策の評価に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、保健センター所長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員は、次の者とする。
  - (1) 管理課長
  - (2) 管理課庶務・経理係長
  - (3) 医務課長
  - (4) 医務課事業係長
  - (5) 医務課健測·健診担当係長
  - (6) 医務課健康指導係長
  - (7) 医務課検査係長
  - (8) 医務課看護係長
  - (9) 医務課放射線係長
  - (10) 専門相談課長
  - (11) 専門相談課事務管理担当係長
  - (12) 専門相談課 事業担当係長(又は障害者専門相談担当主査)
  - (13) 事務局副参事
  - (14) 衛生管理者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該職に在職する期間とする。

(招集等)

第5条 委員会は委員長が招集する。ただし、委員長が不在の場合は医務課長の職にある者が代

理し、医務課長不在の場合は管理課長の職にある者が代理する。

- 2 委員長は、原則として3ヶ月毎に委員会を定期開催するほか、必要に応じて臨時開催の招集 をすることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員又は施設外からのオブザーバーの参加を求めることができる。

(決定事項の取扱い)

- 第6条 医療等安全管理対策については、委員会での決定事項を各所属における連絡会議等で周知するとともに、現場での実施を徹底する。
- 2 緊急を要するときは、委員長の指示で対策を実施できることとする。

(作業部会)

- 第7条 インシデント集計・分析作業及び委員会における検討事項の整理、その他委員長から指示のあった事務を処理するため、委員会に作業部会を置く。
- 2 作業部会の責任者は、医務課長の職にある者をもって充てる。
- 3 作業部会の構成員は、各所属における係等より1名又は2名の選出された者をもって充てる。
- 4 責任者は、作業部会を招集し、作業の進捗を管理する。
- 5 責任者は、作業部会の構成員から作業管理者を選出し、作業管理者は責任者を補佐し、責任 者が不在の場合は、その職務を代行する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務については、管理課庶務・経理係が処理をする。

(その他)

第9条 その他必要な事項については、委員長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成25年11月25日から施行する。

附即

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日公財世保発第790号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。